

有料公園施設利用許可（減免）申請書

(17号池魚住みんな公園)

年 月 日

明石市長 様

利用許可
 下記のとおり有料公園施設の
 使用料の減免
 をお願いします。

申請者	住所			
	団体名			
	代表者	連絡先()	—	
	利用責任者	自宅電話()	—	
		携帯電話()	—	
1 利用目的				
2 利用日時		利用施設名	単位及び利用時間	使用料
年 月 日()	時~ 時	緑のグラウンド	1,250円× 時間	円
年 月 日()	時~ 時	多目的グラウンド(全面)	1,250円× 時間	円
年 月 日()	時~ 時	多目的グラウンド(北半面)	650円× 時間	円
年 月 日()	時~ 時	多目的グラウンド(南半面)	650円× 時間	円
年 月 日()	時~ 時	更衣室棟	400円× 時間	円
年 月 日()	時~ 時	会議室	400円× 時間	円
年 月 日()	時~ 時	附属設備 (電源)	300円× 回路	円
3 その他必要事項				
4 使用料減免申請 (理由等)	全額	<input type="checkbox"/> 明石市主催 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	半額	<input type="checkbox"/> 明石市共催 <input type="checkbox"/> 市学校行事 <input type="checkbox"/> 市少年団体 <input type="checkbox"/> 障がい者及び介添者 (手帳No.)		
		<input type="checkbox"/> その他 ()		

※ 申請書の控えが必要な場合、2部提出してください。

※ 許可書が発行できましたら、上記連絡先に連絡します。利用日までに許可書の交付を受けてください。

※ 使用料は許可書の交付時に納付してください。

許 可 条 件

1. 利用の時は管理棟係員までお声がけください。有料公園施設利用許可書兼領収書をお持ちの方は必ず持参してください。
2. 許可時間は厳守し、利用にかかる準備及び原状回復等は、すべて許可された時間内に行い、利用が完了したときは管理棟係員まで報告してください。
3. 附属設備等の設置、移動、撤去及び清掃は係員の指示を受け利用者で行ってください。
4. ごみは必ずお持ち帰りください。
5. 施設、器具等を破損しないよう十分に注意してください。もし、破損した場合は、実費弁償していただきます。
6. 利用者が第三者に損害を与えたときは、その責任において解決をしてください。
7. 商品の宣伝や販売又は寄付の募集をするときは、事前に許可が必要です。
8. 公の秩序若しくは善良な風俗を害したり、他人に危害や迷惑をかけないようにしてください。
9. 既納の使用料は還付できません。ただし、次の場合は、その全部又は一部を還付いたします。
 - (1) 利用開始前10日までに、受付窓口へ有料公園施設利用許可書兼領収書を提出し、取消し理由を申し出て認められた場合。
(例) 12月22日利用の場合、12月12日中までになります。
 - (2) 管理上の理由により利用ができなくなった場合
10. 使用料の還付請求は、公園使用料還付請求書を記載のうえ、有料公園施設利用許可書兼領収書を添えて提出してください。
11. キャンセルの場合は、利用開始前10日以内であっても、必ず連絡をしてください。
12. 利用の権利を譲渡又は転貸はできません。
13. 管理上支障があるときは、利用を中止又は禁止することがあります。
14. 自動車は必ず駐車場に駐車してください。附近の道路などに不法駐車しないでください。
15. その他係員の指示及び注意表示には、必ず従ってください。
16. 公園内は火気厳禁です。
17. 駐車場自動改札機は硬貨もしくは千円札以外の利用ができません。
(新500円硬貨不可)
18. 硬球の使用は原則禁止です。

連絡先 17号池魚住みんな公園 管理棟
明石市魚住町清水1番ほか
☎ (078) 939-6077